

石川県公報

平成 20 年 8 月 31 日 (日曜日)

号 外

(第 50 号)

目 次

告 示

- 小松市の区域内の町及び字の区域並びに字の名称の変更の届出 (地 方 課) 1
- 加賀市の区域内の町及び字の区域並びに字の名称の変更の届出 (同) 4

公 告

- 県営土地改良事業に係る換地処分公告 (経営対策課) 6

告 示

石川県告示第477号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、小松市長から次のとおり同市の区域内の町及び字の区域並びに字の名称を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) に基づく換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8 月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 加賀市との境界変更に係る区域

変更後の町及び字		左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域
町	字	
矢田野町	西	加賀市高塚町又26の一部、27から33まで、34の一部、35、ル147の一部、148、156、157の一部、161から163までの各一部、165から168までの各一部、打越町子 1、2 の一部、9 の一部、11の一部、12から14まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
矢田新町	東	加賀市高塚町リ138から143までの各一部、145から148までの各一部、150、152から159まで、又34の一部、82の一部、107の一部、108から110まで、111の一部、112の一部、113、115の一部、116の一部、117、118、119の一部、120の一部、121、122、123の一部、124の一部、126、127の一部、128の一部、129、130の一部、131の一部、136から163まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
二ツ梨町	西	加賀市打越町れ26の 1 の一部、26の 2 の一部、27及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

2 1 以外の区域

変更後の町及び字		左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域		
町	字	町	字	地 番
矢田野町	東	矢田野町	口	65の一部 33～39、42の 1、42の 2、43の 1、43の 2、44～47、49～64、66～83、89～94、95の 1～95の 4
			八	1～7、8の 1、8の 2、9

				チ	1 の 1、1 の 2、14～16、19、20、23～32、35、36、39、40、46～49、50の 1 ～50の 3、51、52の 2、53～65、68の 1、76、77、83の 1、83の 2、86の 1、 86の 2
				リ	70～72、73の 1、92の 1、93～96、111～114、115の 1
				九	24の 2 の一部
				下粟津町 ケ	46、47、50の乙、54の各一部 41、42、42の乙、43～45、48、49の乙、51～53
		西	矢田野町	ツ	28、30の各一部 1～16、19～25、26の 1、26の 2、31～80
				ネ	1 の 2、2～4、5 の 2、6 の 2、7、8 の 1、8 の 2、9 の 1、9 の 2、10 の 1、10の 2、11の 3、11の 4、12の 3、13の 1、13の 2、14の 1、14の 2、 15の 1、15の 4、15の 5、33の 3、33の 4
				ナ	1～6、7 の 1、7 の 2、8 の 1、8 の 2、9 の 1、9 の 2、10の 1、10の 2、 11の 1、11の 2、12の 1、12の 4、23の 1、24～49、50の 1
				ラ	6、7、34、35、37～42、63、68の 1、68の 2 の各一部 1～4、8～33、43～62、69の 1、69の 2、70の 1、70の 2、71の 1、71の 2、 72の 1、72の 2、73の 1、73の 2、74の 1、74の 2、75の 1、75の 2、76の 1、 76の 2、77の 1、77の 2、78の 1、78の 2
				ム	1～10、11の 1、11の 2
				ウ	5、12～14の各一部
			矢 田 町	ソ	43の 2、46～48、51、53～55の各一部 43の 3～43の 6、49、50
				ツ	6、11、44、45の各一部 1～5、12～17、46～54
			矢田新町	ヌ	60～62、64の各一部
				ル	26、58、59の各一部 27～32、33の 1、36、42～46、47の甲、47の乙、48～57
		南	矢田野町	ウ	5、12～15、19～23、27の各一部 6～11、24～26
				フ	21、22、24の 1、25～37、39～55、74～82、83の 1、83の 2、84～87
				コ	35の 1、36～39、48～57
				エ	2、3、5～8、9 の 1、9 の 2、10の 1、10の 2、11～13、24～27、36～40、 41の 2、43の 1、44、45の 1、46～48、49の 1、49の 2、50、55～61、62の 1、 62の 2、63、65の 1、65の 2、70
				四七	77の一部 75
				四四	22、65、68
			二ツ梨町	ヘ	3、4、5 の 1、5 の乙の各一部 1、2、6、7 の甲、7 の乙
				チ	1～4の各一部
		北	矢田野町	ヨ	95～97の各一部 19～30、31の 1、31の 2、37の 1、37の 2、38～44、45の 1、45の 2、46～48、 49の 1、49の 2、50、51の 1、51の 2、52の 1、52の 2、53の 1、53の 2、54 の 1、54の 2、55～57、58の 1、58の 2、59の 1、59の 2、60～72、81～89、 90の 1、90の 2、91の 1、91の 2、92～94
				レ	20の 1、20の 2、21～23、62、63、99、105の各一部 1～14、15の 1、15の 2、16の 1、16の 2、17の 1、17の 2、18の 1、18の 2、

矢 田 町	サ			19の 1、19の 2、24、25、26の 1、26の 2、27の 1、27の 2、28の 1、28の 2、29の 1、29の 2、30の 1、30の 2、31～40、47～54、55の 1、55の 2、56の 1、56の 2、57～61、64～66、67の 1、67の 2、68の 1、68の 2、69～71、72の 1、72の 2、73～75、86の 1、87～91、92の 1、92の 2、93～98、101～104
			ソ	32、35、81、82、85、86、89、90、93、94、97、98、101、102の各一部 1～10、11の 1、12の 1、13の 1、14の 1、15～31、36～52、53の 1、54の 1、55、57、59、64の 1、65、67、75～80、83、84、87、88、91、92、95、96、99、100、103
			キ	55の 1、58～69、72～76
			弐九	114の 1、114の 2、115
		矢 田 町	ネ	91～94、127の 3、127の 4 の各一部 96の 1、96の 2、97～99、100の 1～100の 3
			ナ	5
		月 津 町	チ	12の 2、21の 1、21の 3、22～24、28～30の各一部 31～35
		矢田野町	レ	62、63、99、105、112の各一部 100、106～110、113、114
			ソ	32、35、81、82、85、86、89、90、93、94、97、98、101、102の各一部 33、34
			ツ	28、30の各一部 27、29
	矢 田 町		タ	57の 3
			レ	16の 2、27、28～40の各一部 1、2、16の 1、17、18、19の 1、19の 2、20～24、24の 2、25、26、27の 2、65の 2、75の 2、77の 2、78の 2、81の 2
			ソ	43の 2、46～48、51、53～55の各一部 1の 1～1の 3、2の 1、3～9、18～21、23の 1、24の 1、25の 1、26の 1～26の 3、27～42、43の 1、44、45、52、56～79、81
			ツ	6、11、44、45の各一部 7～10、43
			ネ	91～94、127の 3、127の 4 の各一部 1の 1、2～10、11の 1、12～19、20の 1、21～57、58の 1～58の 3、59の 1、59の 2、60～90、95、122の 1、122の 2、123の 1、123の 3、124の 1、124の 3、127の 1、127の 2
ナ			93、94	
ラ		84の 2、101の 2、102、103		
ム		92、95～97の各一部 90、91の 1		
オ		120、121		
矢田新町	ヘ	28の 2 の一部		
	ヌ	7、29、41、54、58、60の各一部 8の 1、8の 2、9～17、19～28、42～51、55、59		
	月 津 町	ト	25の 2 の一部 78の 1、79の 1、80～84	
矢田新町	東	矢 田 町	レ	16の 2、27、28～40の各一部
		矢田新町	ヘ	28の 2 の一部
			チ	3、24の 2

			リ	全部
			ヌ	7、29、41、54、58、60～62、64の各一部 1～6、30の1、30の2、31の1、31の2、32～38、39の1、39の2、40、52、53、57、63、65～108
月 津 町	東	矢田野町	ヨ	95～97の各一部
			レ	20の1、20の2、21～23、112の各一部 111
		矢 田 町	ム	92、95～97の各一部 93、94
		月 津 町	ヘ	23～36、37の2～37の4、38の1、38の2、39の1、39の2、40～44、45の3 ～45の10、54の2
			ト	25の2の一部 1の1、1の2、3の1、3の2、10の1、10の2、11、13の1、13の2、14 の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、 18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22、23の1、23 の2、25の1、26の1、27の1、28～31、34、35の1、45、46、96の1、96の 2、97の1、97の2、98の1、98の2、99～102、103の甲、103の乙、108、110
			チ	12の2、21の1、21の3、22～24、28～30の各一部 8、9の1、9の2、10、11、12の1、25の1、25の2、26、27、38の2、164
		扇 原 町		174～188
下粟津町	ケ	矢田野町	口	65の一部 84～88
			ハ	11～15
			九	24の2の一部
二ツ梨町	西	矢田野町	ウ	15、19～23、27、121、129～132の各一部 16～18、54～120、122～126、133
			四吉	77の一部 78～81、83の甲、83の乙、84の甲、84の乙、85
		二ツ梨町	ヘ	3、4、5の1、5の乙の各一部 5の2、5の3
			ト	2、3の各一部 7の乙、24の1、42の乙
			チ	1～4、9、25～27、31、85、86、88の各一部 5～8、32～48、64、65の1、65の2、66、87、89

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

石川県告示第478号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、加賀市長から次のとおり同市の区域内の町及び字の区域並びに字の名称を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 小松市との境界変更に係る区域

変更後の町及び字		左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域
町	字	
高塚町	東	小松市矢田野町ラ 5、6 の一部、7 の一部、34 の一部、35 の一部、36、37 の一部、矢田新町ル 26 の一部、58 の一部、59 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
打越町	東	小松市矢田野町ラ 37 から 42 までの各一部、63 の一部、64 から 66 まで、67 の 1、67 の 2、68 の 1 の一部、68 の 2 の一部、ウ 121 の一部、二ツ梨町チ 9 の一部、10 から 24 まで、25 の一部、27 の一部、28 から 30 まで、31 の一部、84、85 の一部、86 の一部、88 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
	南	小松市矢田野町ウ 129 から 132 までの各一部、二ツ梨町ト 2 の一部、3 の一部、チ 25 の一部、26 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

2 1 以外の区域

変更後の町及び字		左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域		
町	字	町	字	地 番
高塚町	東	高塚町	リ	138～143、145～148の各一部
			ヌ	26、82、107、111、112、115、116、119、120、123、124、127、128、130、131の各一部 1、3～7、9～11、13、15～18、20～25、36～39、41～50、51の1、51の2、53～55、58～81、83～106、132、134
			ル	147、157、161～163、165～168、203、209、212、213、227の各一部 1～6、8～18、20、22～24、26～43、45～50、52、53、55、56、58～63、65の1、65の2、66、68～70、72～89、95～99、101～103、106～132、134～141、143～146、169～173、175～189、190の1、190の2、191～200、202、204～208、210、211、214、215の1、215の2、216～223、225
			ヲ	15の2、16の2、17の2、18の2、19の2、21の2、22の2、23の2、24の2、25の2、146の2、147の2、148の2、149の2、150の2、151の2、152の2、153の2、154の2、155の2、156の2、159の2、160の2、164の2、167の2、168の2、171の2、244の4、245の2、246の2、247の2、249の2、251の2、253の2、254の2、255の2、256の2、257の2、258の2、259の2、260の2、261の2、262の2、263の2、264の2、265の2
		打越町	子	2、9、11の各一部 3～8、10
			な	53、54、57、58、60～63、68の各一部 55、56、59、69、70
			ら	12の一部 1～11、13～23
打越町	東	高塚町	ル	203、209、212、213、227の各一部 226
		打越町	れ	6の1、26の1、26の2、39、54～56、67、69、72～74、76～78の各一部 6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9～15、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22、23の1、23の2、24の1、24の2、25の1、25の2、28～38、57～66、70、71、75
			な	53、54、57、58、60～63、68の各一部 1の1～1の3、2の1～2の3、3の1～3の3、4の1～4の3、5の1～5の3、6の1～6の3、7の1、7の2、8の1～8の3、9の1～9の3、10の1～

			10の 3、11の 1～11の 3、12の 1～12の 3、13の 1～13の 3、14の 1～14の 3、15の 1～15の 3、16、17の 1、17の 2、18の 1、18の 2、29～52、64～67
		ら	12の一部 24～35、100の 1、101の 1
	南	打越町	191、211
		れ	6の 1、39、54～56、67、69、72～74、76～78の各一部 40～46、47の 1、49～53、68、79～102

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

公 告

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成20年 8 月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地 区（工 区）名	換地処分年月日
県 営 ほ 場 整 備 事 業 （ 担 い 手 育 成 型 ）	矢 田 野 台 地 地 区	平成20年 8 月 6 日